

平成 20 年度業務実績報告書

(独) 労働安全衛生総合研究所

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度業務実績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。	第 1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し 本部機能の強化及び現在の 2 研究所体制の見直しを含む組織体制の改革を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。 平成 19 年 12 月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、労働者健康福祉機構との統合に向けた準備に着手する。 中期計画で指定されている業務を柔軟かつ効率的に遂行するために業務責任者を適材適所で任命し、業務遂行の迅速化と業務改善を図る現行の運営体制を引き続き進める。また、役員業務との調和を図る。 イ 研究管理の一元化 産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一元化を引き続き進める。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき平成 20 年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネットにより公表した。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・ 柔軟で効率的な組織運営を図るため、清瀬地区の産業安全研究所及び登戸地区の産業医学総合研究所の 2 研究所長中心体制から、安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の 3 研究領域長中心体制に改め、機能強化を図るとともに、情報の伝達や意思決定を迅速かつ効率的に行えるようにした。 ・ 国際情報・労働衛生研究振興センターを国際情報・研究振興センターへ組織改正し、安全研究領域も含めた最先端の研究情報の収集と発信及び研究振興の拠点として再編整備した。 ・ 労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業を行うため、厚生労働省との打合せ会議を開催し、統合後の研究事業の位置づけ、研究の実施内容等について意見交換・検討を行った。また、労働者健康福祉機構との間で、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策や事務処理の総合化等について意見・情報交換を行った。 ・ 中期計画の 24 の評価項目等の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 イ 研究管理の一元化 ・ 清瀬・登戸両地区の研究企画調整部の合同部会を毎月開催し、研究業務の一元的管理を実施した。また、前年度に統一した清瀬・登戸両地区共通の評価基準に基づき、両地区合同の内部評価会議及び外部評価会議を開催した。 ・ 労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)及び国際情報・研究振興センターにおいて、それぞれ清瀬地区及び登戸地区の合同部会を必要に応じて開催す

ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。	ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。	関する安全、衛生分野の一元化を進める。 ウ 人材の登用 研究員の採用は、多角的で柔軟性の高い任用に努める。原則として公募による選考とし、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い人材の任期付の採用に努める。	る等により業務の一元化を進めた。 ・ 公正かつ適正な研究が実施されるよう、利益相反審査・管理委員会規程、動物実験審査委員会規程等の所内規程を新たに制定するなど、研究管理システムの整備を進めた。 ウ 人材の登用 ・ 研究者人材データベース(JREC-IN)及び大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 ・ 前年度に採用内定した5名を平成20年4月1日付けで採用するとともに、平成20年度の公募に応募した20名の中から、平成21年1月1日付けで2名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む3名を平成21年4月1日付採用予定者として内定した。 ・ 1月1日付け採用の2名及び平成21年4月1日付け採用を内定した3名の計5名のうち4名は、博士号取得者(医学2名、獣医学1名、人間科学1名)であり、今後、健康研究領域、環境研究領域において即戦力としての活躍が期待されるものである。 ・ 平成17年度に任期付きとして採用した研究員について研究所内審査を行い、平成20年度に任期を付さない研究員として採用した。
エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。	エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。	エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 清瀬、川崎両地区の総務部門の業務の一元化を進める。 総務部門と研究企画調整部との業務連携を強め、調査研究業務の効率化を図る。定型業務の外部委託を進め、間接部門の合理化を図る。	エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 ・ 総務部・研究企画調整部打合せ会議により、総務部長が清瀬地区のみならず登戸地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は登戸地区のみならず清瀬地区の総務課業務を総括する業務体制への一元化を強力に進めた。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を国際学術誌「Industrial Health」と同じように外部委託した。
オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	オ 所内各種文書について、効率かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。	オ 業務・システムの効率化 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、両研究所の文書の統一化を引き続き進める。テレビ会議の導入の検討を進める。	オ 業務・システムの効率化 ・ 業務の効率化及び経費の節減を図るため、平成19年度末に導入した清瀬地区と登戸地区の間でテレビ会議システムを活用し、内部評価会議のほか、各種会議・打合せをテレビ会議により行った。 ・ 業務の効率化を進めるため、清瀬地区と登戸地区で別様式になっていた決裁文書の統一化を図るとともに、清瀬地区における電子決裁システムの導入について検討を進めた。
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅	(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・ 内部・外部研究評価会議、運営会議、業務会議及び研究討論会(TM)の各研究管理システムに加え、研究管理の更なる促進を図るため、外部関係者の意見・評価を研究業務の

速に講じること。	するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。	かつ一元的に把握し評価する研究管理システムの構築を引き続き進める。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価する。	改善につなげる観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催した。発表会では、プロジェクト研究、イノベーション 25 研究及びGOHNET研究の 19 課題について発表を行った。 ・ 清瀬地区及び登戸地区の研究企画調整部の合同会議を毎月開催し、研究業務の定期的モニタリング、進行管理を行った。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・ 各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、プロジェクト研究責任者及び研究グループ長による研究進捗状況の業務会議への報告、3 領域長による研究進捗状況の運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の的確な推進を図った。 ・ 内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成 20 年度に依頼のあった災害調査 14 件のうち、12 件について厚生労働省等へ報告を行った。 ウ 研究職員の業績評価 ・ 前年度に統一した清瀬・登戸両地区の研究職員の業績評価基準に基づき、研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④独法貢献(中期目標達成等に対する貢献)の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等による第 1 段評価、領域長による第 2 段評価、役員による第 3 段評価の 3 段評価システムとした。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰(2 名)及び若手研究者表彰(3 名)を行い、モチベーションの維持・向上に役立てた。
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成 17 年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について 15%、事業費	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 省資源・省エネルギーの推進、IT 技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化等の見直しを行い、経費の節減を図る。 イ 競争的研究資金、受託研究の	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 ・ 随意契約については、可能な限り一般競争入札へ移行する取組みを行い、平成 19 年度に 24 件約 250 百万円であった随意契約は、平成 20 年度は 9 件約 116 百万円となった。一方、競争性のある契約は、平成 19 年度の 64 件約 595 百万円から、平成 20 年度は 78 件約 761 百万円となった。 ・ 業務の効率化及び経費の節減を図るため、平成 19 年度末に導入した清瀬地区と登戸地区の間でテレビ会議システムを活用し、内部評価会議のほか、各種会議・打合せをテレビ会議により行った。 ・ 光熱水道料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、昼休み時間中の消灯等を推進したが、油圧式荷重装置等を数ヶ月にわたって連続運転する研究(鉄鋼材料の長寿命疲労特性に関する研究等)を開始したこと等から、光熱水料は対前年度比で 9.0%増加した。 イ 競争的資金、受託研究の獲得

(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。	獲得 関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。	・ 文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金17件(うち研究代表者11件)、厚生労働科学研究費補助金11件(うち研究代表者4件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金1件の合計28件85,064千円の競争的研究資金を獲得した。また、民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を獲得した。	<table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td rowspan="2">競争的研究資金の導入</td><td>件数</td><td>30</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>104,937</td><td>78,823</td><td>85,064</td></tr><tr><td rowspan="2">受託研究等</td><td>件数</td><td>11</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>24,790</td><td>18,627</td><td>57,370</td></tr><tr><td colspan="2">合計金額(千円)</td><td>129,727</td><td>97,450</td><td>142,434</td></tr></table>			H18	H19	H20	競争的研究資金の導入	件数	30	27	28	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	受託研究等	件数	11	5	8	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434								
						H18	H19	H20																																
				競争的研究資金の導入	件数	30	27	28																																
					金額(千円)	104,937	78,823	85,064																																
受託研究等	件数	11	5	8																																				
	金額(千円)	24,790	18,627	57,370																																				
合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434																																				
ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。	ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努めるとともに、その有効な活用のための仕組みについて検討する。	ウ 自己収入の確保 ・ 研究施設・設備の有償貸与を一層促進するため、貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開し、また、各種講演会・交流会等で積極的に広報した。この結果、平成20年度は示差走査熱量計、風洞実験装置等高額機材、大型施設の有償貸与に結実し、有償貸与金額は対前年度比で4.7倍となる69万9千円となった。 ・ また、著作権料3件764千円、特許実施料1件512千円も前年度を上回り、自己収入は総額1,925千円と前年度の1.9倍となった。																																						
エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法	エ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。	エ 業績評価に伴う経費節減 ・ 研究予算については、研究職員のインセンティブを高めるとともに予算を効率的に執行する観点から、前年度に引き続き個人業績評価、内部研究評価及び外部研究評価結果に基づき、要求額の査定、優良研究課題に対する研究費の追加配分等適切な予算管理を行った。	<table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td rowspan="2">施設貸与</td><td>件数</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>552</td><td>148</td><td>699</td></tr><tr><td rowspan="2">著作権料</td><td>件数</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>44</td><td>688</td><td>764</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td></tr><tr><td colspan="2">合計金額(千円)</td><td>924</td><td>1,054</td><td>1,975</td></tr></table>			H18	H19	H20	施設貸与	件数	3	2	4	金額(千円)	552	148	699	著作権料	件数	3	3	3	金額(千円)	44	688	764	特許実施料	件数	4	1	1	金額(千円)	328	218	512	合計金額(千円)		924	1,054	1,975
					H18	H19	H20																																	
			施設貸与	件数	3	2	4																																	
				金額(千円)	552	148	699																																	
著作権料	件数	3	3	3																																				
	金額(千円)	44	688	764																																				
特許実施料	件数	4	1	1																																				
	金額(千円)	328	218	512																																				
合計金額(千円)		924	1,054	1,975																																				
オ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを	オ 役職員の給与の見直し ・ 平成20年度については、国家公務員の月例給与及び特別給についての見直しが行われなかったため、研究所においても月例給等の見直しは行っていないが、平成18年度に導																																							

	人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて 15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成 17 年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて 5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間で、平成 18 年 4 月 1 日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として 5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。	適宜行う。 カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に務める。	入した新昇給制度の適切な運用を行い、個人業績に応じて昇給等を決定した。 カ 業績評価に伴う経費節減 ・ 前年度に統一した清瀬・登戸両地区の研究職員の業績評価基準に基づき、研究職員について引き続き、業績評価を行い、その結果を研究予算の査定等に反映させた。
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 ・ 研究施設・設備の効率的な利用を促進する観点から、光熱水料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を促進した。 ・ 平成 20 年度に本格稼働した静電気特性測定用環境試験室及び平成 20 年度に改修した低温実験室について、施設規模の小型化、電力消費の高効率化を図った。 ・ 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究員への配分等を行い、有効活用を図った。 ・ その他、施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。

		効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。	
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。	イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。 第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。	イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページや広報誌への掲載、講演会等での広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進める。 第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働安全衛生重点研究推進協議会」と協議会の活動を促進して、産業安全に係る重点研究課題を策定し、研究の推進を図るほか、協議会シンポジウム、重点研究課題の研究者登録、論文調査等を運営実施する。 (イ) 業界団体や第一線の安全衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を	イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ・ 研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開し、また、各種講演会・交流会等で積極的に広報した。この結果、平成 20 年度は示差走査熱量計、風洞実験装置等高額機材、大型施設の有償貸与に結実し、有償貸与金額は対前年度比で 4.7 倍となる 69 万 9 千円となった。 ・ また、11 件の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)により施設の共同利用を進めた。 ・ さらに、研究施設・設備の有効利用を図る観点から、受託研究等の獲得を促進し、民間企業からの受託研究 4 件を含む 8 件 57,370 千円の受託研究等を実施した。 第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における産業安全上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、大学・研究機関の研究者、労働安全衛生コンサルタント、企業の安全衛生担当者等 1,500 人に対して実施したアンケート調査(約 900 人からの回答)を基に、産業安全分野の重点 4 研究領域・24 優先課題(案)を取りまとめた。また、労働衛生分野に関しては、平成 12 年に策定した労働衛生研究重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて、学識経験者からのヒアリングを行い、今後検討すべき研究課題、研究推進に当たっての留意点等を取りまとめた。 ・ 平成 21 年 3 月に第 2 回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した産業安全分野重点 4 研究領域・優先 24 課題(案)及び労働衛生研究重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて調査・審議を行った。審議結果を踏まえて、平成 21 年度中に、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定することとした。 ・ 平成 21 年 3 月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 121 人の参加者を得た。 (イ) 業界団体等との意見・情報交換 ・ 平成 20 年 7 月にナノビジネス推進協議会(NBCI)との間で、「ナノマテリアル製造・使用現場における安全衛生管理の取組」をテーマに意見・情報交換を行った。また、同年 20 年

		開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 (ウ)「客員研究員研究交流会」を開催し、産業医等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究職員との共同研究を進める。 (エ) 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を定期的に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。 (オ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換会を開催し、労働現場の研究ニーズの把握に努める。	11月に(社)日本工作機械工業会・環境安全委員会との間で、「統合生産システムを事例とした機械設備の安全対策等」について意見・情報交換を行った。 (ウ)客員研究員研究交流会 - 平成21年3月に第10回客員研究員研究交流会を開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等について意見・情報交換を行った。 (エ)産業医科大学生態科学研究所との研究交流会 - 平成20年7月に産業医科大学産業生態科学研究所との間で研究交流会を開催し、当研究所から6課題、産業医科大学から7課題について研究発表を行うとともに、意見交換を行った。 (オ)労働者健康福祉機構との研究情報交換会 - 労働者健康福祉機構との間で研究情報交換会を開催し、研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。
2 労働現場のニーズに沿っ	イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	イ 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	イ 行政ニーズの把握と業務への反映 - 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させた。 - 理事長による厚生労働省安全衛生部の部議への参加、実務者レベルによる安全衛生部と研究所役職員との意見・情報交換会を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 - 行政からの要請を受けて、「足場からの墜落防止措置に関する調査研究」、「ボイラー及び圧力容器における電気安全装置のあり方に関する調査研究」、「振動レベルの高い手持ち動力工具の防振対策の促進に関する研究」等を実施した。これらの調査結果は、法令・構造規格・通達等の改廃に当たっての基礎資料として活用された。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 - 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。
2 労働現場のニーズに沿っ	2 調査研究業務の重点的実	2 労働現場のニーズ及び行政ニ	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施

た研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 (1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 ＜別紙1 省略＞ なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾患に関する研究	施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。 (1)プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究(省略)を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。	ーズに沿った調査及び研究の実施 プロジェクト研究及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施する。 (1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領域特別研究」のうち12課題を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する(別紙1)。さらに、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく研究(イノベーション25研究)の5課題(別紙2)及び世界保健機構(WHO)の「労働者の研究推進に関するWHOアクションプラン(ゴーンネットGOHNET研究)」の3課題(別紙3)を実施する。 ＜別紙1～3 省略＞	(1) プロジェクト研究等 ・ 中期計画及び平成20年度計画に基づいて、下記のとおり、プロジェクト研究として11課題を実施した。また、平成19年度から開始された政府の長期戦略指針・イノベーション25に基づく5課題を引き続き実施するとともに、平成19年に当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受け、平成20年度から新たにGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題を実施した。なお、平成20年度に着手する予定であった「健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究」については、代表研究者が海外に留学することになったため、平成21年度から開始することとした。 ＜プロジェクト研究＞ ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 [2年目] イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 [2年目] ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 [2年目] エ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 [2年目] オ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 [2年目] カ 第三次産業で使用する機械設備の基本安全技術に関する研究[初年度] キ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究[3年目] ク 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究[最終年度] ケ 石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究[最終年度] コ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究 [初年度] サ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究[最終年度] ＜イノベーション研究25＞ ア 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究[2年目] イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究[2年目] ウ 誘導結合プラズマ質量分析及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究[2年目] エ 生体内繊維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究[2年目] オ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究[最終年度] ＜GOHNET研究＞ ア 職業性疾患・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランス ウェブ情報システムの開発と活用ー [初年度]
---	--	--	---

(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙 2 に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙 2 省略＞ 3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究を推進すること。	(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙 2 の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。 3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙 4 に示す課題を実施する。 ＜別紙 4 省略＞ 3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的な研究を推進する。	イ 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立〔初年度〕 ウ ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害〔初年度〕 ・ 上記プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成 20 年 12 月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー（プロジェクト研究発表会）」を開催した。 ・ 「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」の実施により得た知見等については、研究所のHPに「職場におけるナノマテリアル取扱い関連情報」として公表している。また、当該研究の代表研究者が厚生労働省の専門家会合に参画し、「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」（平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331011 号）の策定に知見を提供した。 ・ 「石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究」の実施により得た知見等については、当該研究の研究代表者等編による「石綿小体計測マニュアル」の策定に活用された。なお、同マニュアルは、中央環境審議会が取りまとめた「（中皮種及び石綿による発がんの）医学的判定に係る資料に関する留意事項」に引用されるなど、石綿小体の計測に関する標準化に貢献した。 ・ 化学物質の爆発安全性の指標として、熱流量の生データと、恣意性の少ない評価方法とを「反応性物質のDSC（示差走査熱量計）データベース」としてホームページに公開した。データベースの利用者は、爆発安全性評価を簡便に行うことができる。 (2) 基盤的研究 ・ 基盤的研究として、14 研究領域 65 課題を実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書及び各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 ・ 基盤的研究のうち、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」、「斜面作業における建設労働者の墜落防止のための基礎的研究」等 7 課題については、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として実施した。 ・ 基盤的研究として実施した「溶接HAZに発生するクリープボイドの面積率計測に関する研究」は、平成 21 年度以降、競争的資金による研究「クリープボイドの三次元幾何形状の計測とボイド体積率による新しい余寿命評価法」へ移行することとなった。 3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 ・ 学際的な研究を促進するため、清瀬地区の産業安全研究所及び登戸地区の産業医学研究所の 2 研究所長中心体制から、安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の 3 研究領域長中心体制に改め、その機能強化を図った。 ・ 運営会議において、3 領域長から各領域における研究の進捗状況の報告を求め、研究グループ間の学際的な研究の促進、進捗管理を行った。
---	---	--	--

4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。 5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者	イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。 4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成 13 年度から平成 17 年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して 20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。 5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果	イ 学際的研究の評価 研究所の内部評価と外部評価における学際的な観点からの評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。 4 研究項目の重点化 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の 8 割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。 5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 前年度までに改善を図ってきた内部研究評価の評価システムを活用して、全ての研究課題について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価を実施する。さらに評価結果を研究管理、人事管理等に反映させ、業務の	・ 2 つのプロジェクト研究「第三次産業小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」及び「危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究」について、安全研究領域及び健康研究領域に所属する研究職員が参画し、安全及び衛生に関する知見を活かした分野横断的な研究を推進した。 また、安全又は衛生をバックグラウンドとする研究職員が混在する環境研究領域においては、厚生労働科学研究費補助金による「暑熱作業時の水分補給量に関する研究」及びイノベーション 25 研究による「作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防技術の研究」を両分野の研究者により開始した。従来、この種の研究は、もっぱら衛生分野の研究として捉えられていたが、体温表面温度のサーモグラフィー計測の画像処理技術に通暁した安全分野の研究員が参画することにより、研究成果の応用面での活用も期待される。 イ 学際研究の評価 ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会において、前年度に引き続き、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。 4 研究項目の重点化 ・ 中期計画及び平成 20 年度計画に基づいて、プロジェクト研究として 11 課題を実施した。また、平成 19 年度から開始された政府の長期戦略指針・イノベーション 25 に基づく 5 課題を引き続き実施するとともに、平成 19 年に当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受け、平成 20 年度から新たにGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題を実施するなど、研究項目の重点化を図った。 ・ 平成 18 年度から平成 20 年度までの基盤的研究課題の平均数は 72 課題となり、前中期目標期間平均数 102 課題との比較では、29.4%の減少となった。 ・ 基盤的研究のうち、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」、「斜面作業における建設労働者の墜落防止のための基礎的研究」等 7 課題については、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として実施した。 5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 ・ 前年度に整備した産業安全分野と労働衛生分野の統一評価基準に基づき、引き続き公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。事前評価は、学術的視点、行政的・社会的視点等 6 項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、学術的貢献度等 5 項目についてそれぞれ 5 段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。 ・ また、研究業績、対外貢献等 4 つの観点から研究職員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事及び優秀研究者表彰(2 名)・若手研究者表彰(3 名)に反映させた。評
--	--	---	--

による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	効率化を図る。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野(大学、学会等)の研究者並びに経済界、労働界、医師会、一般国民及び行政等の事情に詳しい多方面の研究者から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より 3 か月以内に研究所のホームページに公表する。	価については公平性及び適正性を確保するため、研究職員の所属部長等による第 1 段評価、領域長による第 2 段評価、地区担当役員による第 3 段評価の 3 段評価方式とした。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・ 安全・衛生の両分野の委員による外部評価会議(大学及び研究機関の研究者、企業経営者等の学識経験者 15 名の委員で構成)を平成 21 年 2 月に開催し、プロジェクト研究(19 課題)、イノベーション研究 25(5 課題)及びGOHNET研究(3 課題)の計 27 課題を対象に、学際的視点も含めた事前、中間及び事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ 5 名で、それ以外の経済界、労働界等の学識経験者 5 名であった。 ・ 内部・外部研究評価会議、運営会議、業務会議及び研究討論会(TM)の各研究管理システムに加え、研究管理の更なる促進を図るため、外部関係者の意見・評価を研究業務の改善につなげる観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催した(12 月)。発表会では、プロジェクト研究、イノベーション 25 研究及びGOHNET研究の 19 課題について発表を行った。 イ 外部評価の結果の公表 ・ 平成 20 年度の外部評価結果報告書を当該評価結果受理日より 3 か月以内に報告書として取りまとめ、その全文をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 委託調査研究 ・ 厚生労働省が企画競争で公募した委託調査研究等のうち、「手持ち動力工具の振動レベル状況調査等事業検討会」、「荷役作業時における墜落等災害防止対策の開発及び普及事業」の 2 つの調査研究のほか、「労働災害情報作成等事業」及び「最新の知見による職業性疾病対策の開発及び普及事業」の 2 事業を受託し、実施した。調査研究の成果は、法令等の改廃に当たっての基礎資料として活用される。 イ 行政からの要請に基づく調査研究

	研究成果等を提供する。		行政からの要請を受けて、「足場からの墜落防止措置に関する研究」、「ボイラー及び圧力容器における電気安全装置のあり方に関する調査研究」、「振動レベルの高い手持ち動力工具の防振対策の促進に関する研究」等を実施した。これらの調査結果は、法令・構造規格・通達等の改廃に当たっての基礎資料として活用された。																																
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。	(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。	(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。	- ウ 基準制定・改訂等のための検討会議等 - ISOやJIS等の国内外の基準制定・改訂に関する検討会等へ委員として参画した研究職員数は対前年度比 2 名増となる 22 名となり、検討等の件数は対前年度比 26 件増の 61 件となった。 - ISOやJIS等の制定・改訂が行われた主なものとしては、次のようなものがあげられる。 ①「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第 1 部: 指先における測定方法 (JISB7763-1:2008)」及び「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第 2 部: 指先における測定結果の解析と解釈 (JISB7763-2:2008)」に係わる JIS の策定委員会委員長及び委員として研究職員が尽力し、同 JIS 規格が平成 21 年 3 月 20 日に制定された。 ②日本産業衛生学会「許容濃度等に関する委員会」の運営、データ提供等に複数の研究職員が尽力し、フェノール、クロロベンゼン等 7 物質の許容濃度等の新設及びマンガン等 2 物質の許容濃度等の改訂が勧告された。 ③サーボプレスの安全要求事項に関するJIS原案作成委員会の幹事として研究職員が実験データ等の提供を行い、新規の規格としてサーボプレスJIS原案が策定された。 (2) 学会発表等の促進 - 平成 20 年度の講演・口頭発表等は 319 回となり、平成 20 年度計画に掲げた数値目標 340 回の 0.94 倍にとどまったが、論文発表等は 347 報となり、同目標の 170 報の 2.0 倍となった。 - 論文発表等の内訳は、原著論文 127 編、原著論文に準ずる学会発表の出版物 39 編、著書 17 編、行政報告書等 67 編、その他の専門家向け出版物 97 編であった。 - これらの内、国際学会における講演・口頭発表等は対前年度比で 1 件減となる 96 件、英字による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物は対前年度比で 9 編増となる 113 編となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演・口頭発表等</td><td>388</td><td>369</td><td>319</td></tr> <tr> <td>論文発表等</td><td>241</td><td>333</td><td>347</td></tr> <tr> <td>うち 原著論文</td><td>(83)</td><td>(82)</td><td>(127)</td></tr> <tr> <td>うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物</td><td>(36)</td><td>(81)</td><td>(39)</td></tr> <tr> <td>うち 著書</td><td>(20)</td><td>(30)</td><td>(17)</td></tr> <tr> <td>うち 行政報告書等</td><td>(34)</td><td>(41)</td><td>(67)</td></tr> <tr> <td>うち その他の専門家向け出版物等</td><td>(68)</td><td>(99)</td><td>(97)</td></tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	講演・口頭発表等	388	369	319	論文発表等	241	333	347	うち 原著論文	(83)	(82)	(127)	うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	(39)	うち 著書	(20)	(30)	(17)	うち 行政報告書等	(34)	(41)	(67)	うち その他の専門家向け出版物等	(68)	(99)	(97)
	H18	H19	H20																																
講演・口頭発表等	388	369	319																																
論文発表等	241	333	347																																
うち 原著論文	(83)	(82)	(127)																																
うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	(39)																																
うち 著書	(20)	(30)	(17)																																
うち 行政報告書等	(34)	(41)	(67)																																
うち その他の専門家向け出版物等	(68)	(99)	(97)																																

(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成 19 年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン、「労働安全衛生研究」広報蘭その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 平成 20 年度に終了したプロジェクト研究に係る以下の「特別研究報告」を発行する。 ・橋梁仮設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 ・液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 ・職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス ・有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 技術指針「電圧印加式除電気防爆構造基準(仮題)」を発行する。 ウ 技術ガイドライン等の発行と	・日本生理人類学会奨励賞、静電気学会進歩賞、日本騒音制御学会奨励賞、日本基礎心理学会優秀発表賞等研究職員が学術団体の学会賞等を 9 件受賞した。 (3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文については、前年度に引き続き、原則として全文をホームページ上で公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語・英語による要約を併せて公開した。 ・「ナノマテリアル取扱関連情報」等社会的関心の高い問題に係る各種情報の網羅的掲載や、「反応性物質のDSC(示差走査熱量計)データ」等事業場が必要とするデータベースを積極的に公開したこと等により、研究所ホームページ(http://www.jniosh.go.jp/)へのアクセス件数は、前年度の 154 万件から、340 万件へと 2 倍以上に増加した。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・平成 19 年度に創刊した安衛研ニュース(メールマガジン)を対前年度比で 12.5%増となる 596 アドレスに対して月 1 回配信し、内外における安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・特別研究報告SRR-No.36「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(最終報告)」、SRR-No.37「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」及びSRR-No.38「液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。 ・技術指針 TR-NO.43(2008)「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針 2008」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。 ウ 研究成果の一般雑誌等への寄稿
---	---	---	--

	衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行う。	・一般誌等に 41 件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また、新聞・テレビ等の取材に協力し、研究所における研究成果等 8 件を紹介した。 ・（社）住宅生産団体連合会との共同研究の成果を「低層住宅建築工事におけるリスクマネジメント推進アクションプログラム」として刊行し、傘下会員企業等に配布した。
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均 3 回設け、発表・講演を行う。	(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を 3 回以上主催するほか、他機関との共催等を推進する。	(4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・「安全衛生技術講演会」を平成 20 年 11 月 6 日に仙台市で、同年 11 月 11 日に大阪市で、同年 11 月 14 日に東京都でそれぞれ開催した。テーマは、「建設業の労働災害防止に関する安全衛生研究の現場への応用」であり、4 名の研究職員及び 1 名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で 420 名であった。参加者へのアンケート調査によれば、講演会の評価が「非常に良い」と「良い」をあわせて 63%に達し、高い評価を得た。 ・平成 21 年 3 月 9 日に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による 8 テーマの講演並びに「安全衛生の新しい課題にいかに対応するか」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 121 人の参加者を得た。 ・国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国家戦略の国際動向」、「高齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い 5 テーマについて、国内外の有識者を招聘し、公開セミナーを延べ 7 回にわたって開催し、最先端の研究情報を提供した。 ・四国電力需用者協会と研究所の共催により、電気関係障害災害防止対策講習会を開催した。 ・プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成 20 年 12 月 2 日に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー（プロジェクト研究発表会）」を開催した。 ・ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所（カナダ）との研究協力協定締結の記念事業として、平成 21 年 2 月に在東京カナダ大使館において、「ナノ物質の労働安全衛生面に関する研究」と題する両研究所共催のワークショップを開催した。 ・研究協力協定機関であるソウル産業大学（韓国）と当研究所の共催により、平成 20 年 11 月にソウル市において国際産業安全衛生シンポジウムを開催し、両国における最先端の労働安全衛生研究を紹介した。平成 22 年に、我が国において同シンポジウムを開催することとされた。
	イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究	イ 4 月に清瀬地区及び川崎地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を	イ 研究所の一般公開等 ・平成 20 年 4 月 16 日に清瀬地区で、同年 4 月 20 日に登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区 206 名

	施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(前年 170 名)、登戸地区 92 名(同 85 名)と前年に比べ約 17%増加した。 ・ 国内外の大学・研究機関や業界団体・民間企業等からの要望に応じ、39 件の随時の見学希望に対応した。																																				
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。	(5) 知的財産の活用促進 ・ 特許の登録総数は 33 件であり、このうち実施許諾数は 3 件である。TLO 扱いの新規出願件数は 2 件で総出願件数は 7 件となり、また、新規の意匠登録は 1 件で総意匠登録数は 4 件となった。 ・ 車椅子転倒衝撃吸収装置についてヨーロッパ特許を取得し、イギリス、フランス、ドイツ及びスウェーデンの 4 カ国において特許効力が発生するための移行手続きを終えた。 ・ 特許実施料は、1 件 51 万 2 千円となった。																																				
			<table><tr><td></td><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>30(5)</td><td>32(4)</td><td>33(1)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>19(0)</td><td>18(2)</td><td>16(0)</td></tr><tr><td rowspan="3">TLO扱い</td><td>特許出願中</td><td>6(3)</td><td>5(2)</td><td>7(2)</td></tr><tr><td>意匠出願中</td><td>3(1)</td><td>1(1)</td><td>0(0)</td></tr><tr><td>意匠登録</td><td>3(1)</td><td>3(1)</td><td>4(1)</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td></tr></table> ☆()内は当年度分であり、内数である。			H18	H19	H20	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	特許実施料	件数	4	1	1	金額(千円)	328	218	512
		H18	H19	H20																																			
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)																																			
	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)																																			
TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)																																			
	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)																																			
	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)																																			
特許実施料	件数	4	1	1																																			
	金額(千円)	328	218	512																																			
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 ・ 平成 20 年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、次の表に示すとおり、①厚生労働省からの依頼及び研究所の自主的判断に基づく災害調査が 14 件、②労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等が 14 件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が 6 件、④行政機関からの依頼調査等が 1 件となった。 ・ この他に、前年度から継続している案件として 11 件の災害調査、4 件の鑑定等を実施し																																				

	労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。	イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 ウ 鑑定・照会への積極的な対応 労働基準行政、警察行政をはじめ行政機関からの災害等の関連した鑑定、照会等に対して積極的に対応する。 エ 災害発生状況等の分析 災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図とする行政施策を支援する観点から、厚生労働省からの委託をうけて、労働者死傷病報告や災害調査復命書に記載されている災害発生状況、原因、発生年月日、起因物、事故の型等について取りまとめ、この情報を同省に提出する。 オ 災害調査への的確な対応 厚生労働省をはじめ行政機関からの要請・依頼に迅速、的確に	た。 - 厚生労働省の協力を得て労働基準監督署に対するアンケート調査を実施したところ、災害調査及び鑑定等について「役立った」とするものの割合が、それぞれ 88%、91%に達した。また、都道府県警察本部の全国会議において、当研究所の鑑定書が好事例として紹介された。 <table border="1" data-bbox="1252 311 2009 458"> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> <tr> <td>災害調査</td><td>12</td><td>20</td><td>14</td></tr> <tr> <td>鑑定等</td><td>12</td><td>19</td><td>14</td></tr> <tr> <td>労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td><td>12</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr> <td>行政機関からの依頼調査</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td></tr> </table> イ 原因調査結果等の報告 - 平成 20 年度に実施した災害調査の 14 件中 12 件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の 14 件中 8 件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等の 6 件中 1 件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。なお、未報告のものについては、早急に処理する予定である。 ウ 災害発生状況等の分析 - 厚生労働省からの委託事業「労働災害情報作成等事業」については、仕様書に基づき、平成 18 年の労働者死傷病報告のうち約 34,000 件及び機械災害約 14,000 件について電子データベース化を行うとともに、食品加工機械に関連した労働災害約 1,600 件について、事故の型、機械の種類、災害の直接原因となった可動部の種類等により詳細な分析を行った。これらの成果は、厚生労働省に報告され、行政施策に活用されている。このうち、労働者死傷病報告約 34,000 件の労働災害情報については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページに公開され、広く国民の利用に供されている。 エ 災害調査への的確な対応 - 災害調査等の質の改善については、次の事項に取り組んだ。 ①調査の節目における労働災害調査分析センターとの打合せの充実		H18	H19	H20	災害調査	12	20	14	鑑定等	12	19	14	労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	行政機関からの依頼調査	1	3	1
	H18	H19	H20																				
災害調査	12	20	14																				
鑑定等	12	19	14																				
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6																				
行政機関からの依頼調査	1	3	1																				

8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1)労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。	対応する体制をより一層充実するとともに、調査結果の速やかな報告の促進を図る。 8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会において引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・外傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。	②各研究グループ部長による進行管理の徹底 ③内部評価委員会等における発表と質疑応答を通じた調整 ④研究職員を対象とした「災害調査・鑑定の課題とあり方」と題する研修会の開催による、災害調査等に必要な法的知識、依頼元からの要望、災害調査等の運用改善の具体的方法等の周知徹底 8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・ 有害性等が必ずしも明らかになっていないナノマテリアルに関する内外の知見・論文等を収集し、翻訳・要約した上で関係行政機関に情報提供するとともに、研究所のHP上で公開した。 ・ 国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国家戦略の国際動向」、「高齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い5テーマについて、国内外の有識者を招聘し、国際ワークショップを6回開催し、最新の研究動向等について意見交換・情報収集を行った。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における産業安全上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、大学・研究機関の研究者、労働安全衛生コンサルタント、企業の安全衛生担当者等 1,500 人に対して実施したアンケート調査(約 900 人からの回答)を基に、産業安全分野の重点 4 研究領域・24 優先課題(案)を取りまとめた。また、労働衛生分野に関しては、平成 12 年に策定した労働衛生研究重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて、学識経験者からのヒアリングを行い、今後検討すべき研究課題、研究推進に当たっての留意点等を取りまとめた。 ・ 平成 21 年 3 月 4 日に第 2 回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した産業安全分野重点 4 研究領域・優先 24 課題(案)及び労働衛生研究重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて調査・審議を行った。審議結果を踏まえて、平成 21 年度中に、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定することとした。 ・ 平成 21 年 3 月 9 日に第 8 回労働安全衛生重点研究推進シンポジウムを開催し、121 人の参加者を得た。 ウ 最先端研究情報の収集 ・ 国際情報・労働衛生研究振興センターを国際情報・研究振興センターへ組織改正し、安全研究領域も含めた最先端の研究情報の収集と発信及び研究振興の拠点として再編整備した。 ・ 国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国家戦略の国際動向」、「高
--	---	--	---

	エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。	エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う。 ・労働安全衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を6回発行する。また、産業安全に係る英文論文の掲載に引き続き努める。 ・労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行、配布する。	齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い5テーマについて、国内外の有識者を招聘し、国際ワークショップを6回開催した。 ・ 客員研究員や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。 ・ 研究職員が大学、民間企業等の研究者との間で、職業性ストレス研究会や遺伝子研究会、人体振動勉強会など5つの研究会を主(共)催し、研究交流及び意見交換を行った。 エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布 (ア) Industrial Health ・ 国際学術誌 Industrial Health を年6回刊行し、国内600、国外430の大学・研究機関等に配布した。 ・ 平成20年のIndustrial Health 誌の投稿論文数は176編で、前年の127件から39%増加し、過去最高を記録した。過去4年連続して100編以上の投稿数が続いているが、雑誌の質を高めるべく、審査をより厳正に行った。なお、過去4年間にわたり欧米からの投稿が25%を上回っており、このことは本誌の国際的評価の高さを示すものである。 ・ J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じて1995年以降のIndustrial Health 誌の全掲載論文が無料で閲覧できるようにしており、平成20年度は、全世界から書誌事項に12万件を超えるアクセスを得たほか、7万件の全文PDFダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr> <tr> <td>投稿数</td><td>109</td><td>127</td><td>176</td></tr> <tr> <td>掲載論文数</td><td>97</td><td>110</td><td>83</td></tr> <tr> <td>インパクトファクター</td><td>0.91</td><td>0.79</td><td></td></tr> </table> (イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」等 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,100の大学・研究機関等に配布した。 ・ テーマ毎に論文をまとめた特別研究報告SRRを年3回刊行し、大学・研究機関のほか、関係する業界団等に配布した。テーマは「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(最終報告)」、「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」及び「液体噴出時の静電気による爆発・火災の防止」の3テーマである。 ・ 技術指針 TR-NO.43(2008)「工場電気設備防爆指針―国際規格に整合した技術指針2008」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。同指針は、労働安全衛生法令を補完するものとして、広く産業界で活用されている。 ・ (社)住宅生産団体連合会との共同研究の成果を「低層住宅建築工事におけるリスクマネジメント推進アクションプログラム」として刊行し、傘下会員企業等に配布した。		H18	H19	H20	投稿数	109	127	176	掲載論文数	97	110	83	インパクトファクター	0.91	0.79	
	H18	H19	H20																
投稿数	109	127	176																
掲載論文数	97	110	83																
インパクトファクター	0.91	0.79																	

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織の適切な協力・支援を行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・ 連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、神奈川工科大学、北里大学、三重大学及び大阪大学において、研究職員が客員教授等として 10 名、客員准教授等として 10 名任命され、教育研究活動を支援した。 ・ 連携大学院協定に基づき、日本大学理工学部、長岡技術科学大学、東京都市大学及び北里大学の大学院生計 6 名を研究生として受入れ、修士論文・博士論文執筆のための研究指導を行った。北里大学の大学院生は、研究所での論文執筆により、医学博士号が授与された。 イ 大学客員教授等の派遣 ・ 東京大学、北海道大学、横浜国立大学等 23 大学・機関に対して 29 名の研究職員が客員教授、非常勤講師等として教育支援を行った。（連携大学院制度に基づく派遣を除く。） ウ 若手研究者等の受け入れ ・ 連携大学院制度に基づく研究生 6 名、日本学術振興会の外国人特別研究員 1 名、厚生労働科学研究費によるリサーチレジデント 1 名を始め、内外の大学・研究機関から計 49 名の若手研究者等を受入れ、研究指導等を行った。 エ 労働安全衛生機関の支援 ・ 労働政策研究・研修機構の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修、中国安全衛生科学技術強化プロジェクト(JICA プロジェクト)のカウンターパート研修等外部機関が行う研修の研修生を受入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・ このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体が行う安全衛生大会等に対し、講師として多くの研修職員を派遣した。 (3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等の締結 ・ 本年度、新たにマウントサイナイ医科大学(米国)及びローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)と研究協力協定を締結し、マウントサイナイ医科大学とは石綿による健康障害防止について、ローベル・ソウベ労働安全研究所とはナノマテリアル及び振動障害防止の分野で、それぞれ共同研究を開始した。 なお、これにより研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で 6 カ国 11 機関となり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究を進めた。
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。	

9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理	イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。 9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職	イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。 9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。	・ ソウル産業大学(韓国)と当研究所の共催により、平成 20 年 11 月にソウル市において国際産業安全衛生シンポジウムを開催した。平成 22 年には、我が国において同シンポジウムを開催することとされた。 ・ ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)との研究協力協定締結の記念事業として、平成 21 年 2 月に在東京カナダ大使館において、「ナノ物質の労働安全衛生面に関する研究」と題する両研究所共催のワークショップを開催した。 ・ 研究職員が訪問研究員として英国安全衛生研究所に 6 か月間滞在し、量子化学計算による不安定物質と金属イオンの反応機構について研究を行った。 ・ 中国国家留学基金管理委員会の留学生として採択された中国海洋大学(中国)博士課程 1 年生 1 名を研究協力協定に基づく研究生として 6 か月間受入れ、遠心模型実験による地盤の安定性に関する研究指導を行った。 ・ 温熱環境による健康影響に関する分野を中心に協同研究を実施しているランド大学(スウェーデン)との間で研究協力協定を結ぶことについて意見交換を行った。 イ 研究交流会等 ・ フェロー研究員として 44 名(うち新規 30 名)、客員研究員として 24 名(うち新規 12 名)を委嘱し、客員研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。 ウ 企業等の産業医、研究者等との研究交流 ・ 研究職員が大学、民間企業等の研究者との間で、職業性ストレス研究会や遺伝子研究会、人体振動勉強会など 5 つの研究会を主(共)催し、研究交流及び意見交換を行った。 エ 共同研究 ・ 労働安全衛生部分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、共同研究が占める割合は 39%となった。また、共同研究等に伴う研究員等の派遣・受入人数は、派遣は対前年度比 2 人減少の 18 人に、受入は 29 人増加の 49 人となった。 9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 ・ 平成 21 年 1 月に個人情報管理規程を改正し、個人情報保護管理者及び保護担当者を研究所の実態に合わせて追加選任し、よりの確な個人情報管理を行える体制を整備した。 ・ 総務省が主催する「情報公開・個人情報保護法の運営に関する研修会」や「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後、伝達等を実施した。
---	---	--	--

観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 ウ 遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。	- 平成 20 年度における情報公開請求は 0 件であった。 - 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与基準等のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 イ 研究倫理 - 研究倫理審査委員会規程に基づき、外部の学識経験者、一般の立場を代表する外部の者(近隣の小学校長)等を含む研究倫理審査委員会を 1 回開催し、10 件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、条件付き承認又は変更勧告となった 7 件については、研究実施に先立ち、被験者の同意書等必要な書類の整備・再提出等を行わせた。 - 動物実験に関する指針、動物実験委員会規程及び動物実験施設利用規程を抜本的に見直し、動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験を行う体制を整備した。平成 21 年 3 月に第 1 回動物実験委員会を開催し、7 件の動物実験について厳正な審査を行った。(全件とも計画の修正が必要と判定され、翌 4 月に再審査を行うこととされた。) - 科学研究費補助金取扱規程に基づき科学研究費補助金不正使用防止対策を進めた。 - 利益相反審査・管理委員会規程を新たに策定し、平成 21 年度から、役職員が調査研究を行う上で、その活動の成果に基づき得ることのできる個人的利益が、役職員としての責務又は公共の利益を損なわないように適正に審査及び管理する体制を整えた。 ウ 遵守状況の把握 - 法令・規則遵守担当等を担当する業務責任者を配置し、法令等の遵守に関する啓発・モニタリング活動を行った。 - 研究所のホームページに不正通報窓口を配置し、研究所外部からの通報をメールで受け付けられるようにした。 - セクハラ等社会的に大きな問題になっている事項をテーマとした職員研修会を開催し、職員の意識啓発・トラブルの未然防止に取り組んだ。
第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第 3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。	第 3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得〔再掲〕 関係省庁、公益団体、企業等	第 3 予算、収支計画及び資金計画 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得〔再掲〕 ・文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金 17 件(うち研究代表者 11 件)、厚生労働科学研究費補助金 11 件(うち研究代表者 4 件)、環境省廃棄物処理等科学研究費

		の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。	補助金 1 件の合計 28 件 85,064 千円の競争的研究資金を獲得した。また、民間企業からの受託研究 4 件を含む 8 件 57,370 千円の受託研究等を獲得した。																																					
			<table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td rowspan="2">競争的資金の導入</td><td>件数</td><td>30</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>104,937</td><td>78,823</td><td>85,064</td></tr><tr><td rowspan="2">受託研究等</td><td>件数</td><td>11</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>24,790</td><td>18,627</td><td>57,370</td></tr><tr><td colspan="2">合計金額(千円)</td><td>129,727</td><td>97,450</td><td>142,434</td></tr></table>			H18	H19	H20	競争的資金の導入	件数	30	27	28	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	受託研究等	件数	11	5	8	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434									
		H18	H19	H20																																				
競争的資金の導入	件数	30	27	28																																				
	金額(千円)	104,937	78,823	85,064																																				
受託研究等	件数	11	5	8																																				
	金額(千円)	24,790	18,627	57,370																																				
合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434																																				
	イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。	イ 自己収入の確保〔再掲〕 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努めるとともに、その有効な活用のための仕組みについて検討する。	イ 自己収入の確保〔再掲〕 ・ 研究施設・設備の有償貸与を一層促進するため、貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開し、また、各種講演会・交流会等で積極的に広報した。この結果、平成 20 年度は示差走査熱量計、風洞実験装置等高額機材、大型施設の有償貸与に結実し、有償貸与金額は対前年度比で 4.7 倍となる 69 万 9 千円となった。 ・ また、著作権料 3 件 764 千円、特許実施料 1 件 512 千円も前年度を上回り、自己収入は総額 1,925 千円と前年度の 1.9 倍となった。																																					
			<table><tr><td colspan="2"></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td rowspan="2">施設貸与</td><td>件数</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>552</td><td>148</td><td>699</td></tr><tr><td rowspan="2">著作権料</td><td>件数</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>44</td><td>688</td><td>764</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td></tr><tr><td colspan="2">合計金額(千円)</td><td>924</td><td>1,054</td><td>1,975</td></tr></table>			H18	H19	H20	施設貸与	件数	3	2	4	金額(千円)	552	148	699	著作権料	件数	3	3	3	金額(千円)	44	688	764	特許実施料	件数	4	1	1	金額(千円)	328	218	512	合計金額(千円)		924	1,054	1,975
		H18	H19	H20																																				
施設貸与	件数	3	2	4																																				
	金額(千円)	552	148	699																																				
著作権料	件数	3	3	3																																				
	金額(千円)	44	688	764																																				
特許実施料	件数	4	1	1																																				
	金額(千円)	328	218	512																																				
合計金額(千円)		924	1,054	1,975																																				
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙 1 のとおり。 イ 収支計画については、別紙 2 のとおり。 ウ 資金計画については、別紙 3 のとおり。	2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙 5 のとおり。財務内容の改善についてはラスパイレス指数も考慮する。 (2) 収支計画については別紙 6 のとおり。 (3) 資金計画については別紙 7 のとおり。 〈別紙 5～7 省略〉	2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 施設経費の節減 ・ 研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、光熱水料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を働きかけた。 ・ 平成 20 年度に本格稼働した静電気特性測定用恒温恒湿施設及び平成 20 年度に改修した低温実験室について、施設規模の小型化、電力消費の高効率化を図った。 ・ 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究員への配分等を行い、有効活用を図った。 (2) 研究経費の節減																																					

	〈別紙 1～3 省略〉 第 4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290 百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	第 4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。 第 5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	- 研究設備・機器の購入、保守管理・メンテナンス等について、特定の業者にしかできないとして随意契約していたものを見直し、仕様書を作成して競争入札を行うことにより、経費の節減を図った。 (3) 全体予算 - 平成 20 年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 - 経費削減の達成度については平成 20 年度の運営費交付金を充当して行う事業について、人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して 96.4%、一般管理費は予算額に対して 98.4%、業務経費は予算額に対して 88.0%の執行となった。
--	---	---	---

	件費総額 中期目標期間中の人件費 の総額見込み 5,278 百万円 2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所 の業務である「事業場における 災害の予防に係る事項及び労働 者の健康の保持増進及び職業 性疾病の病因、診断、予防 その他の職業性疾病に係る事 項に関する総合的な調査及び 研究」の確実かつ円滑な遂行 を図るため、既存の施設・設備 について、耐用年数、用途、使 用頻度、使用環境等を勘案し、 計画的な更新、整備を進める。	2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣 化の著しい統合生産システム安 全性検証施設、低温度室につい て平成 20 年度中に改修工事を実 施する。また、老朽化の進んだ研 究棟について耐震改修を実施す る。	2 施設・設備に関する計画 ・平成 20 年度計画どおり、経年劣化の著しい統合生産システム安全性検証施設及び低温実験室について当年度中に改修工事を実施するとともに、登戸地区の研究本館の耐震改修工事に係る設計を実施した。
--	--	---	---